

ご存じですか？

茨城県特別栽培農産物



「茨城県特別栽培農産物認証制度」とは、化学肥料や化学合成農薬を削減するなど一定以上の条件を満たして生産された農産物を茨城県が認証する制度です。認証を受けた農産物には、認証マークが貼られています。

この
マークが
目印！



牛久市の認証状況

お米の生産で個人2名、
団体(うしく河童米生産部会)が
認証を受けています

《生産者より》

地元牛久で作った特別栽培米です。丹精込めて
作った安心・安全なお米を市内直売所で販売して
ますので、食べてみてください！

農業従事者の皆さんへ／

「茨城県特別栽培農産物」の認証を受けるには申請が必要です。関心のある方は、農業政策課にお問い合わせください。

申請できる人

- ◆県内の生産者および生産者が組織する団体
- ◆認証を受けた玄米を用いて精米を行う者

認定要件

野菜・果実・穀類・茶／70品目（令和7年3月現在）

対象の農産物

化学合成農薬と化学肥料を県が定める基準の半分以下に抑えて生産された農産物

問 農業政策課内線1511

詳しくは県ホームページをご覧ください▶



ささエール Vol.35

地域包括支援センターだより

お気軽にご相談ください！

地域包括支援センターとは、高齢者の方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から支援する総合相談窓口です。

地域包括支援センターでは高齢者の皆さんの権利を守るための相談事を受け付けています

《事例紹介》成年後見制度等の利用 一人暮らしのAさん(70代男性)のケース

自宅で一人暮らしをしているAさん。隣市に住むAさんの弟は、最近Aさんの物忘れなどが気になっていた。ある日、弟がAさん宅を訪問すると、高額な自宅の修理工事の契約書があった。Aさんに聞いても契約内容や金額について忘れてしまつたのかうまく説明できない状況だった。



Aさんが高額な契約を覚えていないことを心配した弟から地域包括支援センターへ相談があり、契約のトラブルについての適切な相談先として牛久市消費生活センターを案内した。また、Aさんの判断能力が落ちてきた可能性も踏まえ、成年後見制度の説明を行った。

その後、必要な支援を確認するため、地域包括支援センターと牛久市成年後見サポートセンターの職員がAさんを訪問。Aさんの弟とも話し合い成年後見制度等を利用することになった。Aさんが契約してしまった自宅の修理工事は、相談が早かったため制度を利用して無事解約することができた。

ご相談はこちら→牛久市地域包括支援センター☎878-5050、牛久市地域包括支援センター博慈園☎871-5110